

- 1 会議名 議会運営委員会
2 日 時 令和5年3月6日(月)
開会 午前10時42分
閉会 午前11時6分
3 場 所 正・副議長応接室
4 出席委員 (委員長)片岡健一郎、(副委員長)須藤智子
(委員)谷平敬子、宮川隆、榎谷規子
5 欠席委員 なし
6 出席議員 伊藤隆信議長、関戸郁文副議長、水野忠三議員、大野慎治議員
7 事務局 議会事務局長 丹羽至、同統括主査 寺澤顕
8 委員長あいさつ
9 議長あいさつ
10 協議事項

(1) 岩倉市議会議員政治倫理条例について

議会事務局統括主査：資料に基づき説明

改正までの必要性はないかもしれないが、近隣市議会の動向を引き続き確認することとした。

【質疑】

関戸副議長：議員の配偶者や親族のことが法律ではなく政治倫理条例に規定されているという理解で良いか。

議会事務局統括主査：そのとおりである。自治法は議会の議員個人に対してである。

関戸副議長：議員の配偶者や親族のことに関する規定は岩倉市独自によるものか。

議会事務局統括主査：そうでもない。同様の請負に関する規制を規定している自治体は少なくない。

片岡委員長：自治法の改正により請負に関し緩和が図られた。しかし現規定の解釈について、改正が必要になるのか、しないのか議会として意思統一したい。

議会事務局統括主査：もし改正するならば、統一地方選前の本定例会最終日に提出できるよう準備していきたい。

宮川委員：この条例を制定した際の議会改革に関する協議会において当時の会長であった。当時の状況を鑑みながら3親等以内の親族にしてはどうかなどと議論した。議員のなり手不足の解消を目指しているなら、岩倉市議会に関しては選挙戦になっているので現状はそうでもない。そんな状況も

踏まえつつ結論付けられたらと考える。

片岡委員長：請負に関して会計年度当たりの上限額が定められて緩和されたのであるから、現規定を見たときに規制緩和と理解できる文言なのかどうか。

水野議員：本定例会の提出に拘らず、改選後でも良いのではないか。

片岡委員長：自治法改正の趣旨としては、統一地方選で新たに立候補する方の間口を広げる意味合いもあるので、それ以前に行いたいところである。

意見としては改正せず解釈でいけるのではないかということである。近隣市議会の動向も注視したいところである。

議会事務局統括主査：引き続き、近隣市議会の動向を確認する。

(2) 岩倉市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程について

議会事務局統括主査：資料に基づき説明

【質疑】

特になし。

(3) その他

特になし。

1 1 その他

特になし。